

令和6年 第2回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年2月5日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 松本 有加
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 菊池 誠晃、岡田 梨容子

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 付議案件について
 - 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
 - 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件
 - 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転) 12件

議案第 9 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	13 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	2 件
追加議案第 10 号	営農型発電施設の下部の農地における農作物の状況報告に対する 意見について	2 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 5 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・令和 6 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・第 3 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 6 年第 2 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「18 番、菊池 健三委員」、「19 番、柴田 紳一郎委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号 2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 6 号、番号 2 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,737 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「相続により本申請地を取得したが、労働力不足により譲り渡したい」。譲受人は「本申請地を譲り受け、サカキの栽培を引き継ぎ、農業に精進したい。」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 この案件でございますが、追加議案第10号、営農型発電施設というので追加で議案となっておりますが、その場所であります。

この場所は〇〇〇〇というところでありまして、そこで営農型発電施設の下にサカキを植えておられたのが、譲渡人「〇〇〇〇」さんのご主人でありましたが、亡くなられてまして相続ということで、奥様がこれを受け取られましたけれども、ここに書いてありますように、「自分ではどうしても無理だ」ということで、受けていただきました「〇〇〇〇」さんに託そうということになりまして、今回、営農型で2月2日に現地に行って参りましたので、共にお会いさせていただきましたので、お話を聞かせていただきましたので、問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きます。議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

番号2、事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、議案第7号、番号1を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「46㎡」外4筆、計「2,169㎡」、所有権移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「宅地分譲用地」、転用理由としては、譲渡人は「高齢で財産を整理するために売却する」。譲受人は「〇〇〇〇より不動産業を営んでおり、〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇において13件以上の宅地分譲・建売住宅の実績があり、現在、〇〇〇〇・〇〇〇〇の分譲地はすべて完売、〇〇〇〇3区画の残り2区画も交渉中である。新事業用地を検討していたが、通勤・通学・買い物などの住環境が良く、八幡浜市中心地区と保内地区を連結する高規格道路I Cに近く、今後予定されている大洲市への全線開通に伴って広範囲の通勤圏内となり、住宅地として有望な〇〇〇〇にある当地を転用申請したい」というものです。

続いて参考資料の1ページ、2ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から南東に110m、また、〇〇〇〇から東に350mの所に位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する地域内農地」に該当するため、「第3種農地」となります。

この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料3ページに地番地目図、4ページ、6ページに分譲予定図を7ページに現況写真を掲載していますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

議 長

地元委員の説明を求めます。

14番

この場所は、先程説明がありましたが、〇〇〇〇のすぐ裏で、平地から少しずつ斜面に上がっていくようなところの平地部分です。道の横にはちょっと細くて住宅にならないような場所もありましたが、〇

〇〇〇さんに話を伺うと、「そこは買ってくれた人に無償で渡す」みたいなことを話されました。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇に家があり、そこから畑に通って農業をされていたのですが、年を取って息子も農業をすることもないので、財産整理をするために売るということでありました。

別に話を聞いて「問題はない」と思いましたので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。

番号7については諸事情により一旦取り下げさせていただきます。ご了承ください。

番号8から9まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第8号、番号8から9まで一括して説明します。
番号8、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「865 m²」、外1筆、計「977 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
番号9、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3.07 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まずは8番、買い手「〇〇〇〇」さんという方は、〇〇〇〇の〇〇

〇〇をして、「もっと山を増やしたい」という意向で、そして隣山になる「〇〇〇〇」さんはちょっと〇〇〇〇が少し入っていて、奥さんとの話で「山を段々と減らしていかないといけない」ということで「買います」「売ります」で話がつきました。

9番に関しては、「〇〇〇〇」さんの山を以前「〇〇〇〇」さんが借りていたのですが、売買において少し漏れがありまして、そういうことでの今回提案していただきたいということで話がまとまりました。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号10、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号10、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,036 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5番 買い手は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。4年前に父の故郷に〇〇〇〇〇と言いますか〇〇〇〇と言いますか戻って、祖父母が所有していた畑で柑橘を栽培しております。そして4年経って農業にも慣れたということで、少しずつ面積を増やしたいということで、祖父母の知り合いであります「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇が所有しておられる柑橘園地を買いたいということで、今回の案件となっております。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇と若く、新たに百姓をするということで

がんばっておられますのでよろしくお願いします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することといたします。

(「〇〇〇〇委員」退席)

議長 　　続きまして、番号 11 から 14 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号 11 から 14 まで一括して説明します。
番号 11、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「384 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
番号 12、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「425 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
番号 13、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「786 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
番号 14、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,425 m²」、外 1 筆、計「11,047 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 　　地元委員の説明を求めます。

8 番 　　番号 11 から説明をします。
「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇と高齢で山を少しずつ減らしておられ

ます。近所で耕作されている「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、まだまだ精力的に〇〇〇〇を入れたり、〇〇〇〇を入れたりして面積を増やされております。何ら問題なくやってくれると思います。

番号12、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、この園地に関しては大変不便な園地で、赤道を通して担ぎ出さないといけない園地で、その隣接園地の「〇〇〇〇」さんの園地からはモノレールのレール1本で運べるということで、この際、「〇〇〇〇さんを買っていただきたい」という話をしたら、快く「〇〇〇〇」さんが引き受けてくださったということですので問題ないと思います。

番号13番、「〇〇〇〇」さん。旦那さんと農業をされておられたのですが、旦那さん、〇〇〇〇と高齢で徐々に農地を減らしていきたいということで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇、この方は親戚になります。隣接園地を耕作しておりますので、何ら問題なくやってくれるということで話がまとまりました。

番号14番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この方は高齢で体調も悪いので園地を減らしたい。また山の上の不便な園地なので減らしていきたいということで、「〇〇〇〇」さんが「それでしたら大規模に農道を入れて自分が作りたい」ということでこのような話がまとまりました。まだまだ〇〇〇〇をたくさん入れて労働力を確保しておられますので、まだまだやれるということです。大丈夫だと思います。

以上です。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することといたします。

(「〇〇〇〇委員」着席)

議長 　　続きまして、番号15から17まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号 15 から 17 まで一括して説明します。

番号 15、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「836 m²」、外 1 筆、計「2,962 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

番号 16、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,201 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

番号 17、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「923 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

9 番

番号 15、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、この方の親類になる「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇の人ではないのですが、「〇〇〇〇」さんの伝手で〇〇〇〇で農業をして、〇〇〇〇にちゃんとみかんを出荷しております。そのような関係で園地の売買があったと思われるのですが、「〇〇〇〇」君ですが、〇〇〇〇と若く、〇〇〇〇でみかん作りを始めてまだ数年ですが、近所にある樹園地を見る限りではすごくまじめでとても良い子です。これからもどんどん園地を広げる感じで、〇〇〇〇に倉庫も建てて根を張ってやる意思表示を感じています。どうぞ承認の程、よろしくお願いします。

番号 16、17 については菊池繁生委員にお願いします。

8 番

この案件は私の方が関わっておりましたので、私から説明させていただきます。

16 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、この園地に関しましては、〇〇〇〇と契約していた園地でありまして、2 丁ほど「〇〇〇〇」さんの園地があったのですが、それをそのまま〇〇〇〇がするというので、2 丁引き受けて始めました。しかし、ちょっと〇〇〇〇になりまして、何とかがんばってもらうためにも、園地を少し減らして、身軽になってもらって、経営を立て直してもらいたいということで、2 人と合意解約を結ばせていただいて、今回、「〇〇〇〇」君に買っていただきました。大変精力的に農業をされておりますので「これからも頼みますよ」と言ったら「は

い、分かりました」ということで引き受けていただきました。

17番、これも「〇〇〇〇」さんが〇〇〇〇に貸していて、合意解約して、その後「〇〇〇〇」、この方も隣接園地になるため、快く引き受けていただきました。

何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号18、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号18、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,489 m²」、外2筆、計「3,306 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

14番 　　この園地は3つに分かれていますけど、全部隣接しております。「〇〇〇〇」さんの園地がこのすぐ隣にありまして、「〇〇〇〇」さんの園地は「だいぶ疲れたからできない」ということで、結構荒れておりました。「〇〇〇〇」さんも困っておりましたが、話を進めて売買の契約が成立したようです。「〇〇〇〇」さんの経営は人を雇って収穫するなどかなり手を広げておられますが、しっかり経営されておられます。この園地は道沿いではありますが、園内道を入れる計画を立てておられるようです。

何ら問題ないと思います。以上です。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号1、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第9号、番号1について説明します。
番号1、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「456㎡」外1筆、計「1,043㎡」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5年1ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 借り手は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。貸し手は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。5年契約ということでお互い10年にするとどうなるか分からないので5年ということになっております。
それでこの園地は〇〇〇〇の市道沿いにありまして、「〇〇〇〇」さんの自宅から近いので便利なところでありまして、柿も埋まっておりますので「〇〇〇〇」さんも「がんばって作りたい」という希望で貸借の申し出がありました。
何も問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号2から4まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号2から4まで一括して説明します。
番号2、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「138 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5年」、賃借料は番号2から番号4までを合わせて「〇〇〇〇」。
番号3、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,231 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5年」。
番号4、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「480 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5年」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8番 2番から4番、同じ「〇〇〇〇」さんです。「〇〇〇〇」さん、この方〇〇〇〇で、〇〇〇〇でこちらに来られて先程議案に出た「〇〇〇〇」さんの園地で研修されて独立されています。
この園地、隣接園で3筆あるのですが、契約が切れるまで「〇〇〇〇」さんが作られていた園地です。契約の期限が来たので、〇〇〇〇だった「〇〇〇〇」さんに面積がまだ少ないので、「作らないか」と声をかけたら快く「作ります」ということで、「〇〇〇〇」さんとの契約に変わったということです。
以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号5、事務局の説明を求めます。

事務局 番号5、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3,942 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「3年」、賃借料「〇〇〇〇」。

議長 地元委員の説明を求めます。

9番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で高齢のため規模を縮小したいということです。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。〇〇〇〇で去年就農された方です。直接「〇〇〇〇」さんから「〇〇〇〇」君の方に「作らないか」と話をして「作ります」という話になったそうです。
「〇〇〇〇」君、まじめにやっておりますので承認の程、よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号6から13まで、再設定の案件となっております。事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号6以降は再設定の案件となっています。
番号6、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,989 m²」、再設定の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以降の説明は省略します。
以上です。
- 議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議長 番号6から13まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは報告第2号について説明します。
番号3、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,490 m²」外3筆、計「4,762 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「今までの賃借契約をやめて売買契約等を結ぶため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。
- 議長 報告事項でありますので、以上で終わります。
- 議長 追加議案がありますので、議案第10号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について」を上程いたし

ます。

番号1から2について一括して事務局の説明を求めます。

事務局

議案第10号、番号1から2について一括して説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「6,139 m²の内0.35 m²」です。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

この案件につきましては、3年間の一時転用ということで、平成25年に許可を受けた後、平成28年に1回目の更新を行い、令和元年7月の2回目の更新では、10年間の一時転用ということで許可されております。

転用条件として、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告が課せられており、毎年2月がその報告時期になっています。

今年度につきましては、転用事業者から1月30日付にて状況報告があり、2月2日に現地調査、本日総会前に農地部会を行っております。

それでは、当委員会の意見案を申し上げます。

「デコポンは、昨年1回目の収穫を行った。状況は良好である。自家消費の八朔は、例年並みの収量である。4年前から収穫している清見タンゴールは、順調に生育しており、昨年より収量も増加し、状況は良好である。デコポンの状況は、同設備の影響外のデコポンの樹と同等である。宮川早生は、例年通りの収量及び品質である。以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考えらる。」

参考資料1ページから8ページに、状況報告書及び位置図、写真等を掲載しておりますのでご確認ください。

続きまして、番号2について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「1,737 m²の内1.48 m²」です。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

この案件につきましては、3年間の一時転用ということで、平成30年6月に許可を受けた後、令和3年5月に1回目の更新を行い、3年間の一時転用ということで許可されており、農作物の状況報告が課せられております。

転用事業者から1月9日付にて農作物の状況報告があり、先ほどの案件と同様に、2月2日に現地調査を行っております。

令和2年5月にサカキ600本の定植が完了しておりますが、サカキは、植栽してから収穫までに5年かかることから、毎年の生育状況を

見ていく必要があります。今回の現地調査では、サカキ 600 本のうち、全体的に生育は良好であります。

以上の点を考慮し、当委員会の意見案を申し上げます。

「植栽してから収穫までに 5 年かかることから、毎年の生育状況を見ていく必要がある。植栽 4 年目のサカキ 600 本は、全体的に生育は良好である。枯れているサカキについても、植え替えなどにより順調に生育している。以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考える。」

参考資料 9 ページから 13 ページに、状況報告書及び位置図、写真等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議長 農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をお願いします。

4 番 それでは、農地部会を開催させていただきまして、ただいまの営農型発電設備の下部の農地ということで、それぞれの報告を受けましたけれど、2 月 2 日に現地を確認に参りました。

とにかくサカキがどれくらい大きくなっているのか、4 年目ですので大変楽しみに参りましたら、かなり生育しておりましたので安心して見させていただきました。その前の年、枯れたのがありましたが、枯れた分はすべて植え替えておられるのでしっかりとした管理ができていると一安心しましたが、来年これをお金にする年となりますが、サカキをどのように販売して、どうやってお金に繋がるのかなというようなことも何か、〇〇〇〇の方が議案第 6 号で説明させていただいたように、今回その園地を「私が作ります」ということでお会いさせていただきましたが、そこがちょっと不安なような状態でありましたので、何かお手伝いできるものならサカキを出荷できる方法、お金になる方法を皆で考えてみたいなと思っております。

意見の案がでておりますが、確認させてもらいました結果、営農状況に問題ないということを農地部会で判断させていただきました。

次に〇〇〇〇の〇〇〇〇の一番上になりますこの〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが作っておられます八朔、清見、デコポン、そして温州みかんということで、作っておられる園地を今回も確認に参りました。

太陽光の下に樹木を管理するということは、太陽光の高さは変わりませんので、いかにして高く作らずに横に広げて実を作るかというようなことを一生懸命毎年見させていただきますが、営農の管理状況は

大変良好と思っておりますし、品質はどうか分かりませんが、本人の判断で「良」ということでありますので、これも意見案にありますように問題ないということを部会にて確認させていただきましたことを報告いたします。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時40分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年2月5日

会 長 菊池 眞策

議事録署名人 菊池 健三

議事録署名人 柴田 紳一郎